「ケアハウス南風 入居・利用重要事項説明書」別紙

令和８年６月１日改定

1. （介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護）利用料金表

① 介護保険給付単位

要介護認定	介護給付費単位（1 日につき）
□ 要支援１	１８３単位
□ 要支援２	３１３単位
□ 要介護１	５４２単位
□ 要介護２	６０９単位
□ 要介護３	６７９単位
□ 要介護４	７４４単位
□ 要介護５	８１３単位

加算区分	介護給付費単位
□ 協力医療機関連携加算	１００単位／月
□ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	１０単位／月
□ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	５単位／月
□ 新興感染症等施設療養費	２４０単位／日 ※上限５日
□ 夜間看護体制加算（Ⅱ）	９単位／日
□ 生活機能向上連携加算	１００単位／月 ※個別機能訓練加算算定の場合
□ 個別機能訓練加算（Ⅰ）	１２単位／日
□ 個別機能訓練加算（Ⅱ）	２０単位／月
□ 口腔・栄養スクリーニング加算	２０単位／回 ※６カ月に１回を限度
□ 退院・退所時連携加算	３０単位／日
□ 退居時情報提供加算	２５０単位／回
□ 認知症専門ケア加算	３単位／日
□ 若年性認知症入居者受入加算	１２０単位／日
□ 科学的介護推進体制加算	４０単位／月
□ ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）	３０単位／月
□ ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）	６０単位／月
□ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１００単位／月
□ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１０単位／月
□ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２単位／日
□ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１８単位／日
□ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	６単位／日

□ 看取り介護加算	（死亡日以前３１日～４５日） ７２単位／日
	（死亡日以前３０日～４日） １４４単位／日
	（死亡日前日及び前々日） ６８０単位／日
	（死亡日） １２８０単位／日
□ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ・ロ）	合計単位数に１５．９％を乗じた単位

② 介護サービス利用料金

（消費税非課税）

要介護認定	１割負担 ３０日の場合	２割負担 ３０日の場合	３割負担 ３０日の場合
要支援１	８，２８９	１６，５７８	２４，８６６
要支援２	１３，０５３	２６，１０６	３９，１５９
要介護１	２１，８１２	４３，６２３	６５，４３５
要介護２	２４，２６８	４８，５３５	７２，８０２
要介護３	２６，８３２	５３，６６４	８０，４９５
要介護４	２９，２１４	５８，４２８	８７，６４２
要介護５	３１，７４４	６３，４８７	９５，２３０

※上記表は、協力医療機関連携加算・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)・夜間看護体制加算(Ⅱ)・生活機能向上連携加算・個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)・ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)・科学的介護推進体制加算・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ・ロ)を含む料金です。

※各種加算は必要に応じて算定されます。

※入居者の不在期間(外泊・入院等で、まる１日本施設をご不在にされた日数をいいます。外泊・入院初日と当施設に戻られた日は不在期間に入りません。）は、請求いたしません。

※介護給付費は、厚生労働省の定める基準に従って変更される場合があります。

※本施設の所在する神戸市は、地域区分「４級地」に区分され、介護報酬単価は、１単位１０．５４円で計算されます。この計算法は、介護保険制度改正により、変更の可能性があります。

※端数処理を行なう関係上、実際の請求額とは若干の差異が生じることがあります。

※要介護(要支援)認定の有効期間の満了にあたっては、要介護(要支援)認定の更新申請を行う必要があります。この手続きを行なわないと介護保険の適用が受けられなくなることがありますのでご注意ください。

※要介護(要支援)度の変更があった場合には、変更された要介護(要支援)度が効力を生じる日より、予防給付費・介護給付費も変更となります。

ケアハウス南風 サービス利用料金について説明を受け、承諾し、同意します。

令和　　年　　月　　日

契約者兼入居利用者

住　所：

氏　名：

代理人（選任した場合）

住　所：

氏　名：

身元引受人

住　所：

氏　名：

事 業 者

住　　所　：神戸市北区山田町下谷上字梅木谷 39-11

事業者名　：社会福祉法人神戸の風

ケアハウス南風

代 表 者　：施設長　安田　啓二

令和８年６月１日より施行